
川崎市福祉のまちづくり条例

(平成9年7月1日条例第36号)

第4章及び同解説

(令和7年6月版)

川崎市まちづくり局

目次

概要説明	1
第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項	
第25条 (特別特定建築物に追加する特定建築物)	7
第26条 (特別特定建築物の新築の規模)	8
第27条 (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)	11
第28条 (階段)	11
第29条 (便所)	13
第30条 (移動等円滑化経路)	15
第31条 (増築等に関する適用範囲)	17
第32条 (公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)	19
第33条 (建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)	19
第34条 (適用除外)	20
第35条 (手数料)	20
附則	21

本編で引用した法令名は、次のような略称名を用いています。

法・・・・・・・・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成18年6月21日 法律第91号)

令・・・・・・・・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
(平成18年12月8日 政令第379号)

川崎市福祉のまちづくり条例 逐条解説（第4章関係）

〔概要説明〕

＜1 バリアフリー法との関係＞

平成18年12月20日に、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、従来のハートビル法及び交通バリアフリー法が統合され、所要の措置の拡充が図られたうえで、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）として施行されました。

これを受け、同法に基づく整備基準との整合を図るため、本条例の整備基準を、バリアフリー法に基づく整備基準と同等以上の基準に改正するとともに、これまで条例を運用してきた中で規則に盛り込む必要性が明らかになった整備内容や項目を追加した「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」が平成20年4月1日から施行されました。

バリアフリー法は、高齢者、障害者等の利用に配慮した整備を進めるという点で本条例と目的を同じくするものですが、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」特別特定建築物のうち、床面積の合計2,000㎡以上のものに対して、特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準（以下、「バリアフリー化基準」という。））への適合義務を課しております。また、「多数の者が利用する」特定建築物に対してはバリアフリー化基準への適合努力義務を課しています。同様に、道路、公共交通機関、都市公園、路外駐車場についても、それぞれバリアフリー化基準への適合義務を課しています。

バリアフリー法では、条例で義務付ける施設の追加、対象規模の引下げ、整備基準の強化など必要な事項を付加することが可能となりました。本市では、条例第3章「施設の整備」で規定する建築物等のうち、公共性の高い建築物や整備基準等の一部を、バリアフリー法に基づく委任規定として第4章に追加する条例改正を行い、「改正川崎市福祉のまちづくり条例」を平成21年10月に施行しました。（図1及び図2参照）

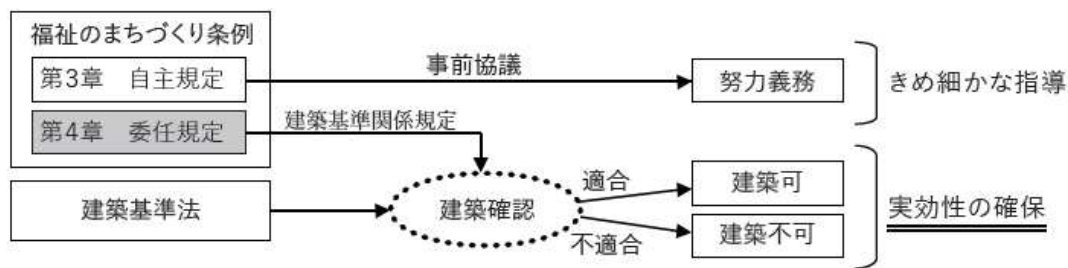


図1 委任規定と自主規定

平成21年の条例改正から10年以上が経過し、その間、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、訪日外国人の増加、高齢化の進行等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正されました。

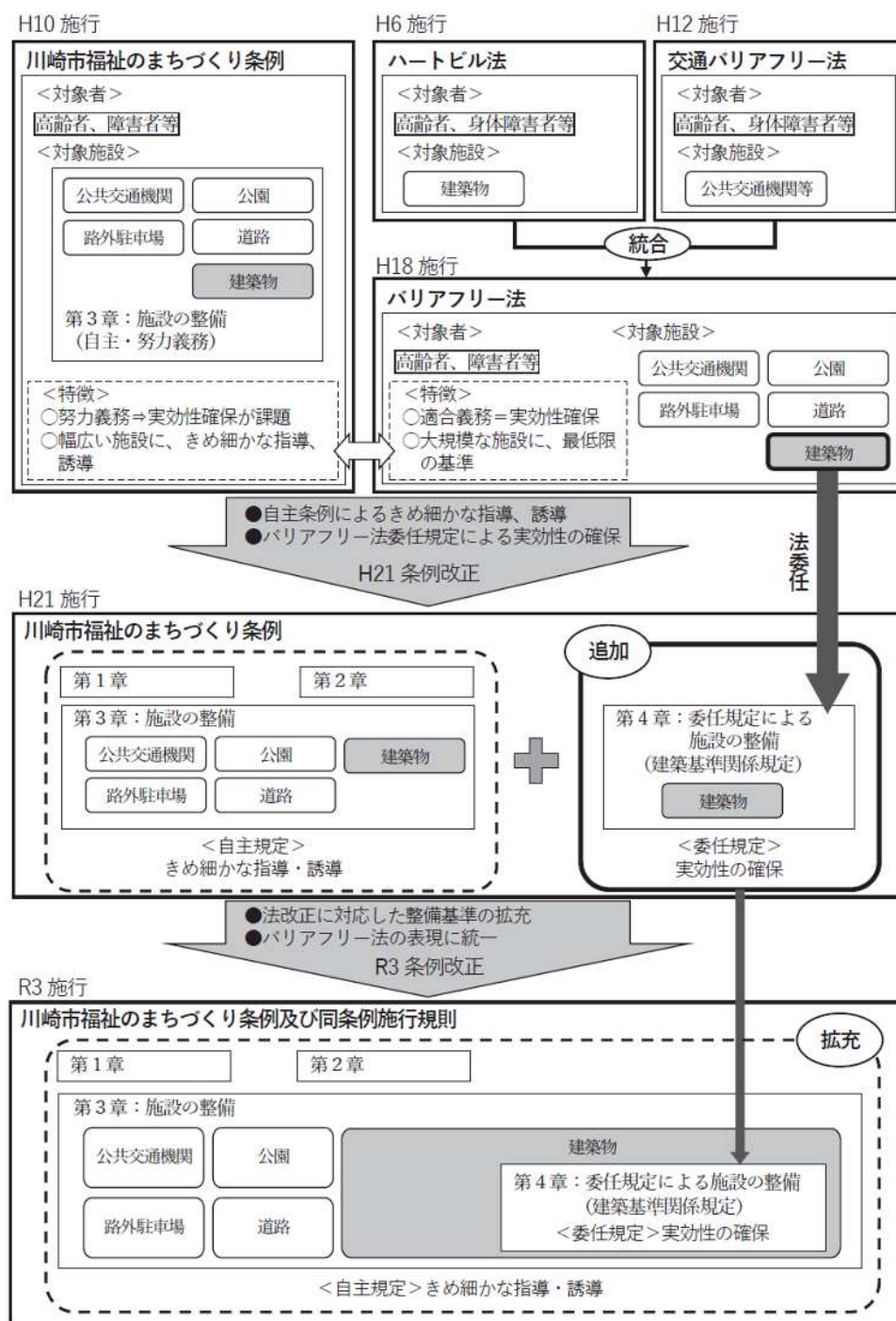


図2 制定から R3.4 施行一部改正までの経過

また、令和2年12月のバリアフリー法施行令の改正（令和3年10月1日施行）において、条例で適合義務の対象となる建築の規模を床面積の合計500㎡未満で定めた場合における、500㎡未満の特別特定建築物（以下「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についてのバリアフリー化基準（以下「小規模バリアフリー化基準」という。）が新設されました。この小規模バリアフリー化基準は、これまで2,000㎡以上の特別特定建築物に義務付けられていたバリアフリー化基準を緩和することにより、地方公共団体がより柔軟に条例による規模の引下げを行えるよう新設されたものです。

本市においては、本政令の改正以前から、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき適合義務の対象規模を引き下げ、用途によっては面積にかかわらずバリアフリー化基準への適合を義務付けることにより、より広い範囲の建築物のバリアフリー化を推進してきました。

そのため、第4章の委任規定において、条例対象小規模特別特定建築物に対してもバリアフリー化基準への適合を義務付け、これまで通りの基準を継続します。これにより、引き続き広い範囲の建築物のバリアフリー化を推進していきます。（図3参照）

令和3年9月30日まで		→	令和3年10月1日から	
	項目			項目
政令	移動等円滑化経路		政令	移動等円滑化経路
	階段、便所、駐車場等		条例	階段、便所、駐車場等
条例	階段、便所等 （政令の基準に付加）		条例	階段、便所等 （政令の基準に付加）

図3 小規模バリアフリー化基準の新設前後の基準の継続

令和6年6月のバリアフリー法施行令の改正（令和7年6月1日施行）では、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、基準の強化等が行われました。

そのため本市では、政令の一部改正の施行のタイミングに合わせ、車椅子使用者用便所の設置数等に関する条例の基準を、政令の基準に合わせるために強化する改正を行いました。

＜2 バリアフリー化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物の追加＞

条例では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、公共性が高い施設のバリアフリー化の促進や、障害者等の利用に配慮した住宅ストックを形成する観点から、特定建築物^{※1}のうち次の①から④に掲げるものを、バリアフリー化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物^{※2}に追加しています。（図4参照）

①**学校**（小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下、「公立小学校等」という。）又は特別支援学校を除く。）

②**共同住宅**

③**社会福祉施設**（保育所、児童福祉施設等）

④**運動施設**（会員制等）

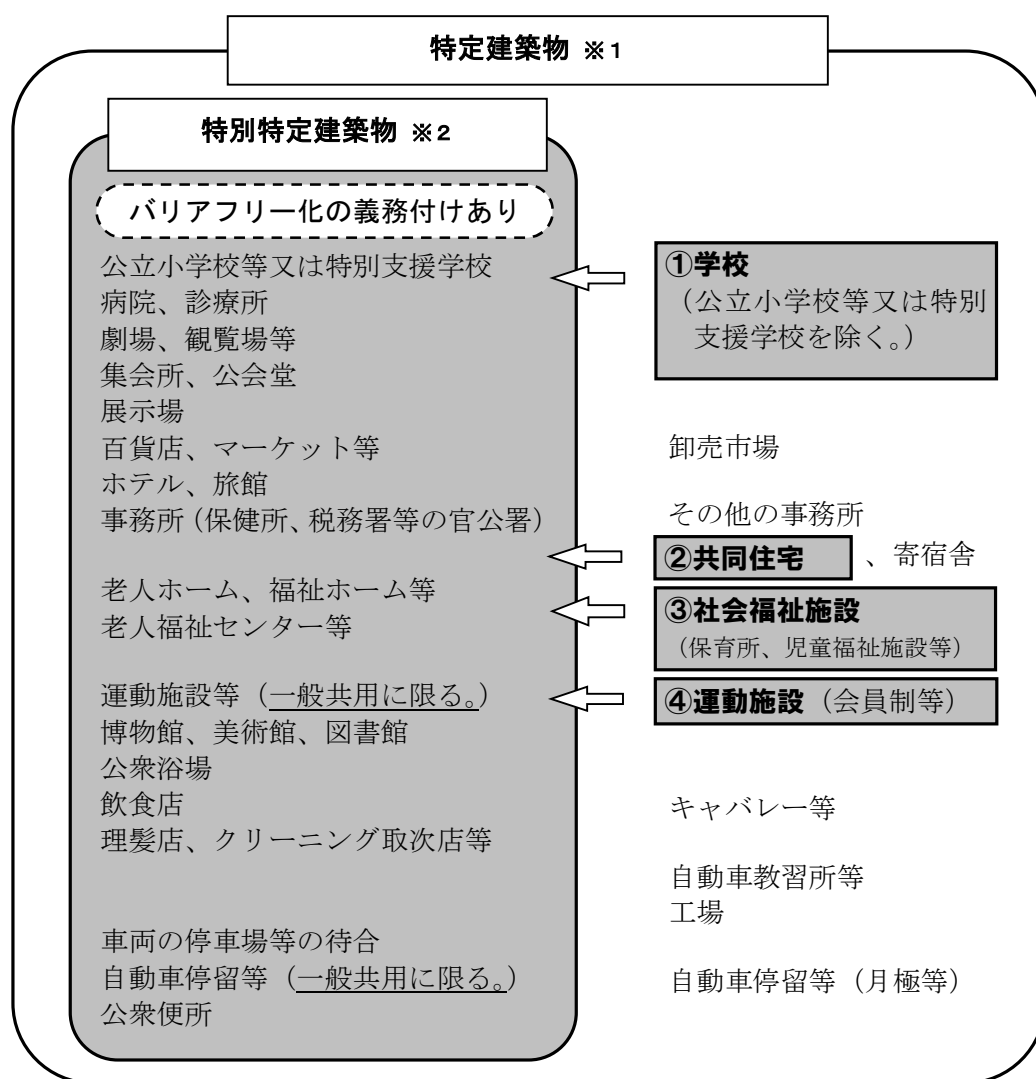


図4 特別特定建築物の追加

＜3 バリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築等の規模＞

条例では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、より広い範囲の建築物のバリアフリー化を進めるため、特別特定建築物等においてバリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築（新築のみ）の規模を、バリアフリー法で定める規模（2,000㎡以上）から、図5とおり引き下げます。

なお、増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下「増築等」という。）をする場合は、バリアフリー法で定める規模（2,000㎡以上）が対象となります。

ただし、建築基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第6項若しくは第7項の許可を受けた建築物については、委任規定への適合を義務付けていません。

バリアフリー化基準への適合義務付けの対象用途	対象規模（床面積の合計）	
	新築	増築等の部分
・学校 ・病院又は診療所（患者の入院施設があるもの） ・保健所、税務署、官公署等 ・老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、保育所等の社会福祉施設 ・博物館、美術館又は図書館 ・車両の停車場等	0㎡以上 （法・令では2000㎡以上）	2000㎡以上 （法・令のとおり）
・診療所（上記以外のもの） ・集会場又は公会堂 ・百貨店、マーケットなどの物品販売店舗等 ・公衆浴場 ・飲食店 ・理髪店、銀行などのサービス店舗等	500㎡以上 （法・令では2000㎡以上）	
・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・展示場 ・ホテル又は旅館 ・体育館、ボーリング場等の運動施設又は遊技場	1000㎡以上 （法・令では2000㎡以上）	
・共同住宅 ・自動車の停留又は駐車施設 （一般の交通の用に供されるもの） ・公衆便所、公共用歩廊	2000㎡以上 （公衆便所は50㎡以上） （法・令のとおり）	

図5 対象規模の引下げ

<4 バリアフリー化基準の強化>

バリアフリー化基準には、建築物全体に係る一般基準と、移動等円滑化経路に係る基準があります。移動等円滑化経路にあたる部分は、一般基準に加えて、移動等円滑化経路に係る基準への適合が義務付けられます。

条例では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、第4章の委任規定で、一般基準のうち階段、便所の基準及び移動等円滑化経路に係る基準を強化します。上表で対象となる新築、増築等を行う場合は、バリアフリー化基準及び第4章の委任規定で定める基準への適合が義務付けられます。(図6参照)

バリアフリー化基準(バリアフリー法施行令第11～22条)			
項目		基準	施行令
一般基準	廊下等		第11条
	階段		第12条
	傾斜路		第13条
	便所		第14条
	劇場等の客席		第15条
	ホテル又は旅館の客室		第16条
	敷地内の通路		第17条
	駐車場		第18条
	標識	詳細はバリアフリー	第20条
	案内設備	法施行令参照	第21条
視覚障害者移動等円滑化経路に係る基準	案内設備までの経路		第22条
移動等円滑化経路に係る基準	出入口		第19条
	廊下等		
	傾斜路		
	エレベーター及び乗降ロビー		
	その他の昇降機		
	敷地内の通路		



第4章の委任規定で定める主な基準(条例第27～30条) (第3章の自主規定で定める基準の一部を義務化)			
項目		基準	バリアフリー化基準との対応関係
一般基準	階段	幅は130cm以上(共同住宅を除く)	施行令第12条の強化
		手すりを設置(踊場も含む)	
		主たる階段は、回り階段禁止	
	便所	床の表面は滑りにくい仕上げ	施行令第14条の強化
		車椅子使用者用便所及び便房の出入口の幅は80cm以上	
移動等円滑化経路に係る基準	出入口	外部出入口の幅は90cm以上	施行令第19条の強化
	廊下等	廊下等の幅は140cm以上(共同住宅を除く)	
	傾斜路	傾斜路の幅は140cm以上(共同住宅を除く)	
	敷地内の通路	敷地内の通路の幅は140cm以上	
		傾斜路の幅は140cm以上	

図6 遵守基準-バリアフリー化基準と第4章の委任規定で定める基準

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第25条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第6項若しくは第7項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。

- (1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。）
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。）

[解説]

本条は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」第4条に規定されている特定建築物で、令第5条に規定されていない用途のうち、本市の地域特性を考慮し、公共性が高い施設のバリアフリー化の促進や、高齢者、障害者等の利用に配慮した住宅ストックの形成等の観点から、上記用途を特別特定建築物に追加しました。

- (1) 学校は災害時の避難場所となることや選挙の投票所となる等、公共性の高い施設であることから、特別特定建築物に追加しています。（R3. 4のバリアフリー法改正により公立小学校等が特別特定建築物になりました。）
- (2) 共同住宅は不特定多数の方が利用する施設ではありませんが、生活の基盤であり、良質な建物のストックを確保することが社会的に求められていること、高齢社会の進展から住生活における安全・安心の確保が求められていることから、特別特定建築物に追加しています。
- (3) 「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて特定多数の者が利用する施設をいいます。
- (4) 「その他これらに類する運動施設」とは、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等をいい、多数の者が利用する会員制運動施設を含みます。

ただし、応急仮設建築物等の場合には、委任規定への適合を義務付けることは、過大な負担を強いることになるため、追加する特定建築物の対象としないこととしました。

応急仮設建築物等であっても、令第5条の用途に供し、令第9条の規模（2,000平方メートル（公衆便所にあつては50平方メートル））以上となるのであれば、法及び令の規定どおり、建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じますので注意してください。

(特別特定建築物の新築の規模)

第26条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等（特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。）（応急仮設建築物等を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第26条関係）

特 別 特 定 建 築 物 等	建築の規模
・学校 ・病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。） ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ・博物館、美術館又は図書館 ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	床面積の合計 2,000㎡未満 ↓ つまり、全ての 規模が対象
・診療所（患者の入院施設がないものに限る。） ・集会場又は公会堂 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・公衆浴場 ・飲食店 ・理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 500㎡以上
・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・展示場 ・ホテル又は旅館 ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	床面積の合計 1,000㎡以上

[解説]

本条は、法第14条第3項に基づき、建築の規模を令第9条で定められた規模（2,000平方メートル（公衆便所にあつては50平方メートル））未満に任意に定めるものです。

上記別表では、特別特定建築物等（応急仮設建築物等を除く。）の新築の規模を定めています。

学校や病院など、より公共性の高い建築物は、全ての規模を対象としています。

物販店や飲食店など、主に日常生活で利用される建築物の規模は、500平方メートル以上としています。

劇場や映画館、運動施設など、主に余暇で利用される施設の規模は、1,000平方メートル以上としています。

共同住宅や公衆便所など、別表に表記のない規模は、令第9条で定められた規模のままとなります。

増築等については、学校を増築する場合や既存施設を用途変更して保育所を設置する場合などに、既存部分の階段や廊下、エレベーターなどについて、法及び委任規定に適合できず、増築等ができなくなることが考えられるため、法及び令で定める規模のままとします。

建築物内に2以上の特別特定建築物等の部分があり(複合建築物)、分離して考えることができない共用部分がある場合は、各々の用途に供する部分の面積に対応して共用部分の面積を按分します。

用途上不可分の関係にある増築等の場合で、委任規定の適用対象となるのは、当該増築等に係る部分の床面積の合計となり、既存部分の床面積を合計する必要はありません。

■ バリアフリー化の整備基準適合の義務付けが適用される建築物の事例

例1)床面積の合計が1,000㎡の小学校を新築する場合

本条の規定により、学校の新築の規模は、「全ての規模」に引下げられていることから、本事例は、建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じます。

例2)床面積の合計が10,000㎡の仮設許可を受けた公立小学校等又は特別支援学校を新築する場合

仮設建築物については、前条に規定する追加する用途、本条に規定する規模の引き下げから除外されていますが、「公立小学校等又は特別支援学校」は、仮設建築物であっても、令第5条及び令第9条に用途と規模が規定されていることから、法及び令の規定どおり、新築の規模が2,000㎡以上の場合、バリアフリー化の義務が生じます。

したがって、本事例は建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じます。

例3)床面積の合計が1,000㎡の仮設許可を受けた公立小学校等又は特別支援学校を新築する場合

本条では、仮設建築物に対して規模の引下げを行っていません。

したがって、本事例は法及び令で定められた規模である2,000㎡未満であることから、建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じません。

例4)既存校舎9,000㎡の公立小学校に床面積の合計が1,000㎡の校舎を増築する場合

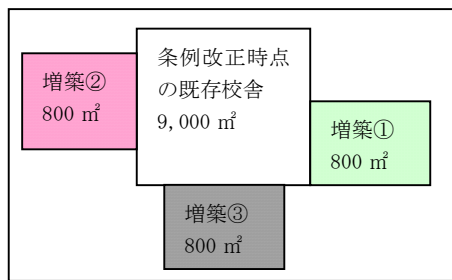
条例改正時点 の既存校舎 9,000 ㎡	増築 1,000 ㎡
----------------------------	---------------

床面積の合計は、新築、増築等の場合に関わらず、敷地単位でとらえます。なお、増築等の場合は、当該増築等に係る部分の床面積の合計で判断します。

本事例では、公立小学校は特別特定建築物ですが、増築に係る床面積の合計が2,000㎡未満であることから、法及び令通り、建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じません。

しかし、第3章の自主規定の事前協議は必要です。

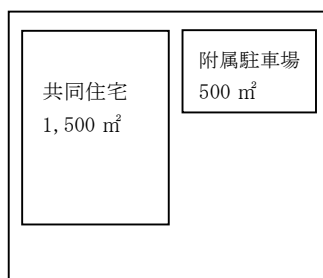
例 5) 既存校舎9,000㎡の小学校に床面積の合計が800㎡の校舎を3回に分けて増築する場合



各回の増築に係る床面積は、2,000㎡未満であることから、建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じません。

しかし、第3章の自主規定の事前協議は必要です。

例 6) 床面積1,500㎡の共同住宅と附属駐車場500㎡を新築する場合



前条の規定により、2,000㎡以上の共同住宅が条例で追加された特別特定建築物となります。なお、同一敷地内に用途上不可分の附属建築物を別棟で建築する場合は、法及び令の解釈と同様に、当該附属建築物を主用途の建築物と同一用途とみなし、床面積の算定は、敷地内の全体でとられます。

したがって、本事例は、2,000㎡の共同住宅を新築することとなり、建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じます。

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第27条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項（次項に規定する条例対象小規模特別特定建築物（令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）は、次条から第32条までに定めるところによる。

2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。

【解説】

本条は、建築物移動等円滑化基準に付加する事項を、第28条から第33条に定めるものです。本条を設けることで、第28条から第33条において「法第14条第3項の規定に基づき」という表現の重複を避けています。

（階段）

第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- （1）踊場に手すりを設けること。
- （2）主たる階段は、回り階段でないこと。
- （3）主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。

2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第19条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。

【解説】

本条は、階段の規定について、バリアフリー推進の観点から必要な事項を付加したものです。

〈第1項〉

- （1）階段の踊り場には、段がある部分と連続して手すりの設置が要求されます。
- （2）踏面の幅が両端で異なるものは危険なため、主たる階段は、回り階段でない階段の整備が要求されます。
- （3）建築物移動等円滑化基準に付加する事項として、主たる階段の幅に関する基準を設けています。
幅の算定については、建築基準法施行令第23条と同様で、手すりの幅は、10センチメートルを限度としてないものとみなします。

〈第2項〉

第3章で緩和規定として定められたものは、第4章においても必要なものとして定めるものです。

□階段についての制限比較

項目	福祉のまちづくり条例 第4章による附加 (第28条)	参考	
		バリアフリー法 (令第12条)	福祉のまちづくり条例施行規則 (別表第2)
手すり	1(1) 手すりを設置(踊場も含む。)	(1) 手すりを設置(踊場を除く。)	5(2) 手すりを設置(踊場も含む。)
仕上げ	—	(2) 表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	5(3) 表面は粗面又は滑りにくい仕上げ
	—	(3) 踏面の端部とその周囲の部分の段が容易に識別(明度、色相又は彩度の差が大)できる	5(4) 踏面の端部とその周囲の部分の段が容易に識別(明度、色相又は彩度の差が大)できる
	—	(4) 段鼻のつまずき防止構造	5(5) 段鼻のつまずき防止構造
	—	—	5(6) 段鼻に滑り止めを設置
	—	—	5(7) 蹴込板を設置
	—	(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック(明度、色相又は彩度の差が大)を敷設	5(8) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック(明度、色相又は彩度の差が大)を敷設
構造	1(2) 主たる階段は、回り階段禁止	(6) 主たる階段は、原則として、回り階段禁止	5(9) 主たる階段は、回り階段禁止
幅員	1(3)、2 有効幅員130cm以上 ただし、令第19条第2項第5号に規定する構造のエレベーターを設置する等の場合は、この限りでない。	—	5(1) 有効幅員130cm以上 ただし、7に規定する構造のエレベーターを設置する等の場合は、この限りでない。

(便所)

- 第29条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合（令第14条第2項の規定により車椅子使用者用便房（同項に規定する車椅子使用者用便房をいう。以下同じ。）を設ける場合を除く。）は、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- 3 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上としなければならない。

[解説]

本条は、便所の規定について、バリアフリー推進の観点から必要な事項を付加したものです。

〈第1項〉

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合で、政令の規定により車椅子使用者用便房が設置されない場合に、本条例により1以上の設置が求められます。

〈第2項〉

便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるものとします。

〈第3項〉

「出入口の幅」とは、建具を開放した時に、戸の厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる有効幅員を指します。

□便所についての制限比較

項目	福祉のまちづくり条例 第4章による付加 (第29条)	参考	
		バリアフリー法 (令第14条)	福祉のまちづくり条例施行規則 (別表第2)
便所の設置	—	1 原則、「不特定多数利用便所」を各階に1以上設置	8(1) 原則、「利用者の利用に供する便所」を各階に1以上設置
便所の設置	1 (政令の規定により「車椅子使用者用便房」が設置されない場合、1以上設置)	2 原則、「車椅子使用者用便房」を各階に1以上設置	8(3)(4) 原則、「車椅子使用者用便房」を各階に1以上設置
	—	「車椅子使用者用便房」告示1496号 ・腰掛便座、手すり等の適切な設置・ 車椅子使用者が円滑に利用できる よう、十分な空間の確保	8(5)ウ、エ ・腰掛便座、手すりを設置 ・車椅子使用者用便房の幅及び奥行きは、それぞれ200cm以上 ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150cm以上
オストメイト	—	3 「オストメイト対応便房」を1以上設置	8(6) 「オストメイト対応便房」を1以上設置
便所・便房の構造等	2 床面は、滑りにくい仕上げ	—	8(2) 床面は、滑りにくい仕上げ
	3 便所の出入口は80cm以上	—	8(5)ア 車椅子使用者用便房及び当該便所の出入口は80cm以上
	—	—	8(5)イ ・車椅子使用者用便房及び当該便所に戸を設ける場合、自動的に開閉又は車椅子使用者が容易に開閉及び通過できる構造 ・車椅子使用者用便房及び当該便所の戸の前後に高低差がない
	—	—	8(5)オ 車椅子使用者用便房及び当該便所内には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の洗面器の設置
	—	—	8(5)カ ・車椅子使用者用便房内の附属器具は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるもの ・必要に応じて、緊急通報装置の設置
	—	4 小便器を設ける場合、床置き式男子小便器を1以上設置	8(5)キ 小便器を設ける場合、手すり付きの床置き式、壁掛け式の小便器を1以上設置
	—	—	8(5)ク 車椅子使用者用便房内に、荷物台の設置努力
	—	—	8(5)ケ 車椅子使用者用便房を直接地上へ通じる出入口のある階に設置努力
	—	—	8(7) ベビーチェアを設けた便房の設置
	—	—	8(8)(9) 車椅子使用者用便房以外のトイレの整備
	—	—	8(10) 点字その他の方法による案内の設置努力

(移動等円滑化経路)

第30条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
 - (2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
 - (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。
 - (4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、140センチメートル以上とすること。
 - イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。

[解説]

移動等円滑化経路で規定する各整備基準のうち、「出入口」「廊下等」「傾斜路」「敷地内通路」の4項目について整備基準を強化しました。

なお、令第19条の規定に基づき、移動等円滑化経路には車椅子使用者用経路※が含まれることから、本条の整備基準は、車椅子使用者用経路にも適用されます。

※利用居室が劇場等の客席の場合における客席の出入口と車椅子使用者用部分（劇場等の客席に設けられる車椅子使用者の観覧に供する部分）との間の経路

<第1項第1号>

出入口の幅の考え方は、前条第3項と同様です。

<第1項第2号>

手すりがある場合の有効幅員は、その内側で計測します。

<第1項第3号>

幅140センチメートル以上の階段に併設する場合の傾斜路の幅員は、90センチメートル以上でよいものとします。手すりがある場合の有効幅員の考え方は第2号と同様です。

<第1項第4号ア>

敷地内通路の幅の考え方は、第2号と同様です。

<第1項第4号イ>

階段に併設する場合の傾斜路の考え方は、前号と同様です。

移動等円滑化経路についての制限比較

項目	福祉のまちづくり条例 第4章による付加 (第30条)	参 考	
		バリアフリー法 (令第19条)	福祉のまちづくり条例施行規則 (別表第2)
出入口	(1) 出入口の幅は、90cm 以上	(2)ーイ 出入口の幅は80cm 以上	3(1)ア、3(2)ア 外部出入口の幅は、90cm 以上 内部出入口の幅は、80cm 以上
	—	(2)ーロ ・戸を設ける場合、自動的に開閉又は 車椅子使用者が容易に開閉及び通過 できる構造 ・戸の前後に高低差がない	3(1)イ、3(2)イ ・戸を設ける場合、自動的に開閉 又は車椅子使用者が容易に開 閉及び通過できる構造 ・戸の前後に高低差がない
	—	—	3(2)ウ 戸の全面が透明な場合、追突防 止措置
廊下等	(2) 幅は140cm 以上 (共同住宅は120cm 以上)	(3)ーイ 幅は120cm 以上	4(2)ア 幅は140cm 以上(共同住宅等は 除く。)
	—	(3)ーロ 50m以内ごとに転回スペース	4(2)ア 廊下の端部及び30m 以内ごとに 転回スペース
	—	(3)ーハ ・戸を設ける場合、自動的に開閉又は 車椅子利用者が容易に開閉及び通 過できる構造 ・戸の前後に高低差がない	4(2)イ ・戸を設ける場合、自動的に開閉 又は車椅子利用者が容易に開 閉及び通過できる構造 ・戸の前後に高低差がない
傾斜路	(3) 階段に代わるものの幅は1 40cm 以上(共同住宅は1 20cm 以上)(階段に併設 する場合は90cm 以上)	(4)ーイ 階段に代わるものの幅120cm 以上(階 段併設で90cm 以上)	6(2)ア 幅は140cm 以上(階段に併設す る場合は90cm 以上)
	—	(4)ーロ 勾配は 1/12以下 (高低差16cm 以下の場合1/8以下)	6(2)イ 勾配は1/12以下
	—	(4)ーハ 高さ75cm 以内ごとに150cm 以上の踊 場	6(2)ウ 高さ60cm 以内ごとに150cm 以 上の踊場
敷地内通路	(4)ーア 幅は140cm 以上	(7)ーイ 幅は120cm 以上	2(2)ア 幅は140cm 以上
	—	(7)ーロ 50m以内ごとに転回スペース	—
	—	(7)ーハ ・戸を設ける場合、自動的に開閉又は 車椅子利用者が容易に開閉及び通 過できる構造 ・戸の前後に高低差がない	2(2)イ ・戸を設ける場合、自動的に開閉 又は車椅子利用者が容易に開 閉及び通過できる構造 ・戸の前後に高低差がない
	(4)ーイ 階段に代わるものの幅は1 40cm 以上(階段併設で9 0cm 以上)	(7)ーニ 階段に代わる傾斜路の幅 120cm 以上 (階段併設で90cm 以上)	2(2)ウ(ア) 幅は140cm 以上(階段に併設す る場合は90cm 以上)
	—	(7)ーニ 傾斜路の勾配は 1/12以下 (高低差16cm 以下の場合1/8以下)	2(2)ウ(イ) 勾配は1/15以下(高低差20c m以下の場合1/12以下)
	—	(7)ーニ 高さ75cm 以内ごとに150cm 以上の踊 場	2(2)ウ(ウ) 高さ60cm 以内ごとに150cm 以 上の踊場

（増築等に関する適用範囲）

第31条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分（第2号、第4号又は第5号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限り、適用する。

（1）当該増築等に係る部分

（2）令第19条第1項第1号に規定する道等（以下この条及び第33条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路（令第19条第1項第1号に規定する車椅子使用者用経路をいう。以下同じ。）を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

（3）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

（4）第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

（5）令第18条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第23条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

〔解説〕

本条は、第28条から前条までの規定について、増築等をする場合の適用範囲を定めるもので、建築物移動等円滑化基準の適用範囲は、法及び令に定められたとおりです。

なお、令第23条第5号では、建築物移動等円滑化基準として駐車場の規定があるため駐車場についても増築等に関する適用範囲としていますが、条例第28条から前条までは、駐車場について建築物移動等円滑化基準に付加する事項がないため、増築等の適用範囲に規定していません。

<第1項第1号>

増築等を行う部分については、本条例で定める建築物移動等円滑化基準が適用されます。

<第1項第2号>

道等から増築等の部分にある利用居室までの経路については、本条例で定める建築物移動等円滑化基準が適用されます。

<第1項第3号>

法及び令に定められたとおりであるため、以下の考え方に沿って、第29条の規定が適用されます。

- ・不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上設ける。
- ・当該階の車椅子使用者用便所の必要箇所数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者等が利

用する便所(既存のものを含む)の箇所数を元に算定する。

- ・既存の便所・車椅子使用者用便房がある場合、既存のもの数と新設するもの数を合算して、必要箇所数を満たせばよいこととする。

＜第1項第4号＞

第3号に基づく「車椅子使用者用便房を有する便所」を設置した場合に、利用居室からこの便所までの経路を整備する規定であるため、増築等の部分内で対応できる場合もあります。

＜第1項第5号＞

増築等又は既存部分に関わらず、法及び令で定める車椅子使用者用駐車施設から増築等の部分にある利用居室までの経路については、本条例で定める建築物移動等円滑化基準が適用されます。

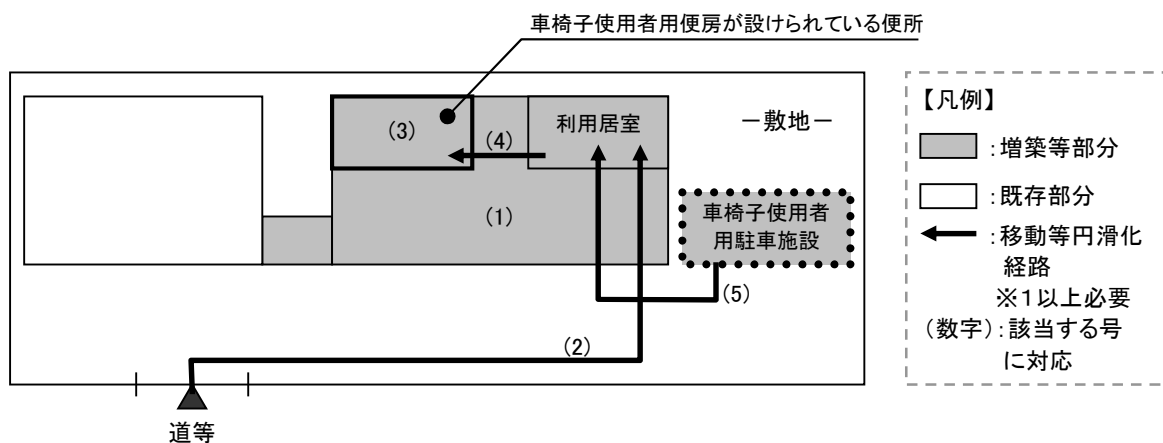


図7 増築等部分に車椅子使用者用駐車場及び車椅子使用者用便所を設置する場合

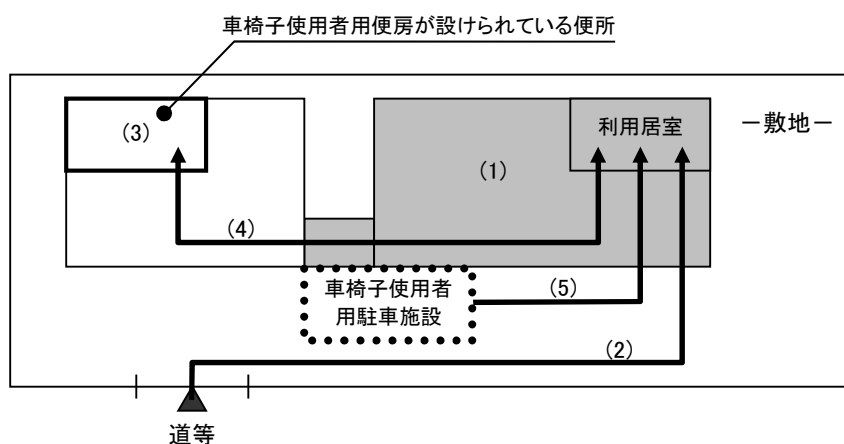


図8 既存部分に車椅子使用者用駐車場及び車椅子使用者用便所がある場合

（公立小学校等及び特定建築物に関する読替え）

第 3 2 条 令第 5 条第 1 号に規定する公立小学校等及び第 2 5 条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第 2 8 条第 1 項、第 2 9 条第 1 項及び第 2 項並びに前条の規定（条例対象小規模特別特定建築物にあっては、同条の規定を除く。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

〔解説〕

本条は、公立小学校等及び特別特定建築物に追加した場合の建築物移動等円滑化基準の読替え規定です。

公立小学校等及び追加された用途について「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えます。

（建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用）

第 3 3 条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第 1 1 条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第 1 2 条（第 6 号を除く。）の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第 1 3 条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第 1 4 条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第 1 7 条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第 1 8 条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第 1 9 条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第 2 1 条第 1 項及び第 2 項の規定による設備又は同条第 3 項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第 2 項の規定による設備又は同条第 3 項の規定による案内所までの経路については令第 2 2 条の規定を準用する。この場合において、令第 1 9 条第 1 項中「次の各号に」とあるのは「第 2 号又は第 3 号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第 5 条第 1 号に規定する公立小学校等及び第 2 5 条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第 1 1 条から第 1 3 条まで、第 1 4 条第 1 項、第 1 7 条、第 1 8 条第 1 項及び第 1 9 条第 1 項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。

〔解説〕

本条は、条例対象小規模特別特定建築物のバリアフリー化基準の準用規定です。

令第 26 条により、基準が緩和された条例対象小規模特別特定建築物に対し、従前通りの基準を維持するため、バリアフリー化基準を準用しています。

(適用除外)

第34条 第25条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

[解説]

本条は、この条例の規定の適用にあたって「高齢者、障害者等が円滑に利用できる」「建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ない」と認め、この章の規定による整備が困難である場合の市長の許可による緩和規定です。この許可については、極めて特殊な事例を前提としています。

(手数料)

第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 官公署からの申請によるとき。

(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

[解説]

本条は、第34条に規定する許可申請に関わる手数料について定めるもので、27,000円としています。

附 則

この条例は、平成１０年１月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２６日条例第１１号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成２１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物等（改正後の条例第２７条に規定する特別特定建築物等をいう。以下この項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第２条第１９号に規定する建築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。）については、改正後の条例第４章の規定は、適用しない。

附 則（令和３年３月２４日条例第１５号）

（施行期日）

- １ この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第２条及び次項の規定は、同年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 第２条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第１５条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第１１条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第２条の規定の施行の日から令和３年１０月３０日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第２２条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和４年１０月２１日条例第３６号）

この条例は、公布の日からから施行する。

附 則（令和７年３月２６日条例第３３号）

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の条例（以下「新条例」という。）第２９条第１項、第２項（これらの規定を新条例第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第３項並びに第３１条（第２号、第４号及び第５号に係る部分に限る。）の規定は、新条例の施行の日以後に着手する特別特定建築物等（川崎市福祉のまちづくり条例第２６条に規定する特別特定建築物等をいう。以下同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物等の維持について適用し、同日前に着手した特別特定建築物等の建築及び当該建築をした特別特定建築物等の維持については、なお従前の例による。

別表（第26条関係）	
特別特定建築物等	建築の規模
学校	床面積の合計2,000平方メートル未満
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	床面積の合計500平方メートル以上
集会場又は公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
公衆浴場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

川崎市福祉のまちづくり条例第4章及び同解説

令和7年5月 発行

編集 川崎市まちづくり局指導部

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-3088